平成２３年（フ）第１６９６１号
東京都荒川区荒川３丁目13番９号
債務者　神　　浩治
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　眞弓
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９５１号
埼玉県さいたま市緑区太田窪１丁目14―19―202
債務者　長谷川　敬
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　品川　政幸
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８０号
千葉県富里市根木名725番地　渡辺荘Ｄ
債務者　西川　　寛
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守田　和正
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３８３号
千葉県成田市本城246番地
債務者　細田　秀夫
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金城未来彦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月６日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６９７５号
東京都江東区千石２丁目６―９
債務者　千葉　　実
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川　泰男
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月６日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７００２号
東京都調布市深大寺南町５丁目７―21
債務者　山中　康美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　竜顕
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１２号
静岡市清水区大手１丁目９番22号
債務者　上條　紀英
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞江　　秀
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２５号
新潟県柏崎市大字大沢444番地１、申立時の住所静岡市清水区梅ヶ谷233番地の７
債務者　高橋　　肇
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　善弘
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２６号
静岡市清水区梅ヶ谷233番地の７
債務者　高橋美恵子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　善弘
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月12日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０９号
岐阜市早田東町１丁目46番地
債務者　大野　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端元　博保
4　破産債権の届出期間　平成24年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１０号
岐阜市早田東町１丁目46番地
債務者　大野真知子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端元　博保
4　破産債権の届出期間　平成24年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５６６号
東京都世田谷区上北沢２丁目１―９―302
債務者　長村　幹央
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８４号
山形県酒田市新橋１丁目14番地の15　ウェルシーしんばし２Ｃ号、前住所山形県酒田市新堀字船附107番地の12
債務者　齋藤　　久
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３９４号
群馬県高崎市鼻高町225番地１
債務者　須永麻起子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３５０号
さいたま市見沼区大字大谷1780番地　６―508
債務者　唐紙　　弘
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係